






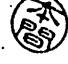




# 炉筒煙管ボイラー一点検保守役務

業務隊長	文書審査	総務科長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	施設管理	ボイラー係長	設計者
									
件名	炉筒煙管ボイラー一点検保守役務							縮尺	-
種別	表紙							図面番号	1/4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科									

# 仕 様 書

- 1 役務件名 炉筒煙管ボイラー点検保守役務  
 2 役務場所 千葉県船橋市薬円台3-20-1 陸上自衛隊習志野駐屯地  
 3 役務概要

- (1) 1号、2号ボイラー 缶体内外部分解、整備点検保守 1式  
 連続ブロー装置分解、整備点検保守 1式  
 安全弁分解整備、吹出し試験 1式  
 パーナーオイル交換 1式  
 (2) 3号ボイラー 安全弁分解整備、吹出し試験 1式  
 (3) 1号、3号ボイラー 給水ポンプグランドパッキン交換 1式

## 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する「炉筒煙管ボイラー点検保守役務」について必要な事項を規定する。  
 (2) 本役務は設計図書に記載してある事項のほか、最新版「建築保全業務共通仕様書」及び、関係諸法令の定めるところに従い実施するものとする。  
 (3) 本仕様書に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、確実に実施するものとする。また、内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し、その指示に従うものとする。  
 (4) 本役務に使用する材料は、仮設材及び既設再使用品を除き全て新品を使用し、監督官の検査を受け、合格した物を使用するものとする。  
 (5) 受注者は、役務を行う場合の駐屯地への立入り及び駐屯地内での行動は、監督官の指示を遵守して行うものとする。  
 (6) 許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。  
 ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整して所定の手続きをとるものとする。  
 (7) 役務時間は、原則として平日の0815から1700までとする。  
 なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に承諾を受けるものとする。  
 (8) 役務作業者は、その作業内容に応じ、必要な知識及び技能を有すること。また、法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行うものとする。  
 (9) 役務期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし、万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において保証するものとする。  
 (10) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出及び複写並びに回覧させてはならないものとし、関連した情報が漏えいした際には、受注者が全て責任をとるものとする。  
 (11) 役務写真は、施工前、施工中及び施工後の隠蔽部となる箇所、主要な作業段階の実施状況及びその他監督官の指示するものを撮影し、写真帳(A4版)に整理して役務完了検査前に監督官に提出するものとする。

## 5 特記事項

- (1) 本役務で分解整備、点検保守及びパーナーオイル交換を行う1号、2号ボイラーについては、下表のとおりとする。

諸 元		
ボイラー	1号ボイラー	2号ボイラー
型式	炉筒煙管式 (タクマRE-50F)	
電熱面積	56.1㎡	
本体胴内径	2,014mm×L3,260mm	
煙管内径	50.8mm×L3,491mm	
最高使用圧力	1MPa	
最大燃焼能力	470L/h	
使用燃種	灯油	
性能検査実施日	令和6年6月3日(月)及び4日(火)	令和6年10月17日(木)

- (2) 本役務で分解整備、吹出し試験を行う安全弁については、下表のとおりとする。

諸 元			
ボイラー	1号ボイラー	2号ボイラー	3号ボイラー
製造元	福井製作所		
型式	SP(U)40A		SP-BT19(T)40A
設定圧力	1個目 0.95MPa 2個目 0.98MPa	1MPa	
流体温度	184.4℃		185.2℃
定格リフト	6.8mm		6.8mm
公称吹出量	3,335kg/h		3,390kg/h
性能検査実施日	令和6年6月3日(月)及び4日(火)	令和6年10月17日(木)	令和6年6月3日(月)及び4日(火)

- (3) 本役務でグランドパッキン交換を行う1号、3号ボイラー給水ポンプについては、下表のとおりとする。

諸 元		
ボイラー	1号ボイラー	3号ボイラー
製造元	古河ポンプ	
型式	MB32-6N	
製造年月	平成18年3月	平成16年3月
性能検査実施日	令和6年6月3日(月)及び4日(火)	

- (4) 本役務で交換を行うパーナーオイル及びグランドパッキンについては、官側支給とする。

件名	炉筒煙管ボイラー点検保守役務	縮尺	-
種別	仕様書(1/2)	図面番号	2/4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

(5) 受注者は、官側が受検する性能検査に備えるため、下表に示す検査項目の点検、保守を各性能検査前日（前期性能検査 令和6年6月3日（月）及び4日（火）、後期性能検査 令和6年10月17日（木））までに完了すること。また、点検及び保守後の状態についても下表のとおりとする。

小項目	本体							附属装置及び附属品										制御		
	内部				外部			耐火物	安全弁	圧力計（サイホン管を含む。）	水面計	吹出弁（コック）	吹出管	主蒸気止め弁	給水装置	バーナー	給油 給水ストレーナ		連続ブロー装置	低水位遮断器
	検査穴	給水内管	気水分離器	胴内仕切板	爆発炉	ダンパー	すす吹き器													
炉筒	△	△	×	—	×	×	—	×	○	△	○	○	×	○	×	×	○	○	○	

（凡例） ○=分解 △=取り外し、×=そのまま —=該当なし

- (6) 1号、2号ボイラーの点検内容は、「共通仕様書第2編定期点検等及び保守」の表4.2.2「鋼鉄ボイラー等」を基準として点検を実施し、結果に応じ実施する保守の範囲については、1.1.3「保守の範囲」に該当するものとし、点検結果報告書を提出するものとする。また、点検により本役務で改善できない不具合を発見した場合は、官側に報告の上、精密調査及び修理見積書を提出するものとする。
- (7) 役務で使用する器具、用具及び消耗品類は、受注者負担とし、JIS規格又はこれと同等以上のものとする。
- (8) 受注者は、本役務に関し十分な経験と技術を有したボイラー整備士の免許保有者を充てることとし、かつ役務を安全確実に遂行し、ボイラーが良好な状態で運転できるよう実施するものとする。
- (9) 受注者は、性能検査当日（前期性能検査 令和6年6月3日（月）及び4日（火）後期性能検査 令和6年10月17日（木））に立会すること。また、ボイラー検査官より指摘があった場合には、その場で指摘箇所の是正を行えるよう準備を怠らないようにするものとする。

- (10) 受注者は、吹出し試験の実施にあたり、安全弁のパネの伸縮調整を行い、官側の指示する圧力に設定すること。なお、吹出し試験終了後、「安全弁成績証明書」を提出するものとする。
- (11) 受注者は、復旧（組立）について、性能検査合格後、速やかに行うものとする。
- (12) 炉筒煙管ボイラー及び連続ブロー装置組上げ復旧後、官側立会のもと、水圧試験及び自動制御装置動作確認を実施し、本役務にて保守をした箇所より漏洩等が無い点検すること。万一漏洩等があった場合は、必要な処置をとるものとする。
- (13) 提出書類については下記のとおりとする。
- ア 現場代理人等（指名、変更）通知書
  - イ 打合せ簿
  - ウ 工程表
  - エ 役務開始届
  - オ 役務完了届
  - カ 役務写真
  - キ 安全弁成績証明書
  - ク 材料検査簿
  - ケ 精密調査及び修理見積書（不具合が発生した場合のみ。）
  - コ その他、監督官の指示するもの

件名	炉筒煙管ボイラー点検保守役務	縮尺	—
種別	仕様書（2/2）	図面番号	3/4
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

